



兵庫県士会活動における感染予防対策ガイドライン Vol. 4

5月8日より新型コロナウイルス感染症が「5 類感染症」に移行し、基本的な感染対策は個人や事業所の判断が基本となりました。それにより様々な社会経済活動は回復に向かっています。一方で「第9波」も懸念され、医療介護等の現場では引き続き状況に応じた基本的な感染対策の継続が望まれています。当士会においても、社会情勢に応じた対応を検討しつつ、感染リスクを充分回避しながら、様々な活動を積極的に再開していきたいと考えています。

兵庫県士会感染予防対策委員会では、アドバイザーの指導の下、様々な活動の感染予防対策の基本的な対応としてのガイドラインを令和4年6月に作成しました。この度、5類移行後の感染対策に準じた改訂版を作成いたしました。是非参考にいただき、それぞれの士会活動がより充実した活動となるようにご活用くださいますようお願い申し上げます。

目次:

1. 対面研修(講演のみ)開催にあたっての感染対策指針 Ver.4
2. 実技研修会開催にあたっての感染対策指針 Ver. 4

留意事項:

- ・スポーツ活動等の対外的な県士会活動※は、上記項目2に準じて活動をする。
- ・公共事業なども、上記項目1及び2に準じて活動する。
- ・個別の相談に対しては、感染予防対策委員会が対応する。

※屋外での活動に関しては活動内容によってマスクなどの対応が異なるので随時委員会へ要相談

以上

2023年5月19日

兵庫県理学療法士会感染予防対策委員会

2023年5月19日

兵庫県理学療法士会理事会承認